



倉吉市教育委員会告示 第6号

倉吉市文化財保護条例（昭和51年倉吉市条例第21号）第4条第3項の規定により、次に掲げる文化財を倉吉市指定有形文化財に指定する。

令和6年3月29日

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸



新指定物件

もくぞうあみだによらいおよびりょうきょうじりゅうぞう

木造阿弥陀如来及両脇侍立像

3 軀